

業 務 仕 様 書

1 趣旨

府民の生活向上や地域社会・経済の活性化に寄与する女性起業モデルのブラッシュアップ指導や中小企業応援隊（※）への橋渡しを行うとともに、取引先や女性起業家同士等のネットワーク構築を支援し、女性の起業による地域・経済の活性化を図る。
（※）府内商工会、府内商工会議所、京都府商工会連合会、京都市中小企業中央会、公益財団法人京都産業 2 1

2 委託業務名

平成30年度京都女性起業家（アントレプレナー）支援事業

3 業務の実施場所

京都府内

4 業務の内容

(1) 女性のビジネスプラン事業化支援

「京都女性起業家賞（アントレプレナー賞）」におけるビジネスプランのうち、優秀なプランの事業化を支援する。

ア 対象者

「京都女性起業家賞（アントレプレナー賞）」応募者（平成30年度応募予定者含む）等のうち、京都府が選定したビジネスモデル（8件以上）
※うち1件については子育て支援に係るビジネスモデル

イ 業務内容

京都府が選定した女性起業家のビジネスモデルに係る経営指導を行う。指導に当たっては、対象者との面談（相談）や打ち合わせを含め、ビジネスプランのブラッシュアップや商談会への出展支援へなど販路拡大支援等必要な支援を一人につき原則1箇月に1回以上行うこと。

(2) 女性起業家のアイデアブラッシュアップ支援

「京都女性起業家賞」にエントリーしたアイデアをブラッシュアップし、「京都女性起業家賞」に応募するビジネスモデルのレベルアップを図る。

ア 対象者

平成30年度女性起業家賞にエントリーした者のうち希望する者
約40名

イ 業務内容

アイデアをビジネスモデルとして構築するための、資金計画や体制等を個別面談により指導 1回以上

(3) 女性アントレプレナーコーディネーターの配置

応募者を個々のビジネスモデルの分野や地域に合った中小企業応援隊の創業支援への橋渡し等を行う。

ア 応募者に対して、

女性アントレプレナーサポートチーム（京都府、京都市、商工

会議所、府・市男女参画センター、日本政策金融公庫等）が開催する創業セミナー等への参加を呼びかけること。

イ 女性起業家賞応募者と中小企業応援隊等とのマッチング支援

- ・応募者のうち希望する者のビジネスモデルをリスト化
- ・中小企業応援隊への情報提供とマッチング支援

(4) 女性起業家のネットワーク構築交流会の開催

ビジネスにおける知識や経験が不足している女性起業家には、同じ立場の相談相手やロールモデルの存在が重要であり、交流・意見交換会等を通じネットワーク構築を支援することにより、新たな商品開発、大学シーズの活用、商談等につなげることで、更なる経営発展を図る。

ア 対象者 京都府内外の女性起業家、バイヤー、大学、商工団体 等

イ 開催回数 1回以上

ウ 業務内容

- ・交流会参加者募集及び募集に係る広報

女性起業家同士又はロールモデルとなる先輩起業家、バイヤーや商工団体等、女性起業家の事業展開に資するような参加者を広く募集すること。

- ・ネットワーク構築支援

参加者同士が継続して交流できるようネットワーク構築を支援すること。

- ・各種調整

交流会開催に係る各種の調整を行うこと。なお、調整に当たっては、京都府とその都度協議すること。

エ その他

開催後速やかに、開催の状況（参加者数、参加企業数、アンケート）を速報で報告すること。

(5) 上記(1)～(4)の業務実施時期については、京都府と協議の上決定すること。

5 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費

ア 賃金

イ 通勤手当

ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

ア 講師謝金

イ 旅費

ウ 消耗品費

エ 印刷製本費

オ 燃料費

カ 会議費

キ 通信運搬費

ク 広告費

ケ 手数料

コ 保険料

- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス 府と協議して認められた経費

6 業務完了報告

本業務が完了したときは直ちに次の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

- (1) 本事業の実施結果
- (2) 本事業に要した経費内訳

7 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (2) 本業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員や会計検査院の監査対象となった場合は協力すること。
- (3) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。